

びわこリハビリテーション専門職大学 障がい学生修学支援に関する指針

[2021年5月20日制定]

最近改定 2023年2月1日

障害者基本法その他の法令の定めに基づき、障がいの有無に関わらず、差別されることなく、平等に人格と個性を尊重され、公正な教育を受ける権利を有します。本学では、この理念に基づき、有意義な修学及び学生生活を送ることができるよう、支援を行います。

1) 基本的な考え方

- (1) 障がい学生の教育を平等に受ける機会を保障する支援を行います。
- (2) 障がい学生の学びと成長に寄与できる支援を行います。
- (3) 障がい学生の支援に関わる教育の質の向上、大学管理運営の改善と向上を目指します。
- (4) 個別のニーズに応じた支援を提供できるよう、全学の教職員が協力・連携し、取り組みます。

2) 支援対象者

次のすべてに該当する者を支援対象者とします。

- (1) びわこリハビリテーション専門職大学に在籍する者
- (2) 心身に障がいがあり、以下のいずれかの書類(写し)を提出できる者
 - ・障害者手帳 ・障がいがあることを示す診断書
 - ・標準化された心理検査等の結果
 - ・学内外の専門家の所見
 - ・大学入学前(高等学校等)における支援状況がわかる資料
- (3) 修学等に著しい制限が生じている者
- (4) 本人が支援を受けることを希望し、かつその必要が本学で認められた者

3) 支援範囲

修学等に関する事項を中心に、障がい学生の申請した内容に基づいて検討します。支援範囲は次に掲げる範囲内とし、併せて支援対象外となる例を挙げます。

- (1) 本学及び学部・学科の教育目的・内容、並びに卒業要件・成績評価に変更を伴わないこと。

＜支援対象外の例＞

- 実験・実習科目における手技・技術の修得を講義のみで代替すること。
- 実験・実習科目において、次に掲げる出席時間を満たさずに成績評価対象とすること。
 - ・理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則における教育内容「臨床実習」に該当する科目・・・「臨地実務実習に関する内規」に規定する時間数
 - ・上述の「臨床実習」に含まれない実験・実習科目・・・2/3以上の出席時間
- 課題レポート等の提出期限や試験日程(追試験・再試験を含む。)において、成績入力期限

に影響を及ぼすこと。

- (2) 本学の教育研究活動への影響、費用負担の程度等を考慮した上で、本学の組織体制や施設設備において実現可能な範囲であること。

＜支援対象外の例＞

○支援計画の実施に伴う介助職員の採用・配置

- (3) 申請者本人の学修に直接関係する範囲であること。

＜支援対象外の例＞

○学内教職員による生活介助全般

○課外活動やアルバイト、自宅学習における支援・介助

○既定の区間・運行時刻外のスクールバスの運行

4) 支援実施までの流れ

- (1) 個別支援を求める学生は、事前に担任又は事務センターに申し出てください。その上で、現在困っていることなどを面談で聞き取るとともに、申請の方法について説明します。
- (2) 面談後、個別支援を求める学生は様式1「合理的配慮申請書」を事務センター学生支援グループに提出してください。
- (3) 申請書をもとに支援計画を学習支援センターで審議した上で、学長が決定します。
- (4) 申請者本人に支援計画を説明した上で、合意を形成します。

○学習支援センターは、障がい学生に対して様式2「合理的配慮申請書に対する回答書」による支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関して共通理解し、様式3「合理的配慮計画同意書」による合意形成を図ります。

(5) 支援計画に基づいた支援の実施

○実際の支援は、所属学科、科目担当者、その他関係部署等、全学の関係者が連携して当たります。

5) 支援の継続・変更・終了

支援計画の有効期間は、原則として支援計画が開始された当該学期末とします。ただし、申請者が利用する公的支援(医療福祉サービスに係る受給者証等)の有効期限が定められているときは、支援計画はその日まで有効とします。

- (1) 支援計画が開始された学期末に、学習支援センターは申請者及び学科より意見を聴取し、支援計画の履行状況等を聞き取るとともに、支援計画の継続・変更もしくは終了の意思を確認します。
- (2) 申請者が従前の支援計画と同内容で支援計画の継続を希望するときは、再度、様式3「合理的配慮計画同意書」を事務センター学生支援グループに提出してください。
- (3) 申請者が支援計画の変更を希望するときは、改めて様式1「合理的配慮申請書」を事務センター学生支援グループに提出してください。新たな支援計画の開始に至る過程は、前述「4) 支援実施までの流れ」に準じます。